

官民競争入札等監理委員会
第331回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第331回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和7年11月18日（火）16:31～17:21

場 所：永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○厚生労働省／医師国家試験事業等

○文部科学省／ＩＣＴを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト
充実のための調査研究業務

○国土交通省／岩見沢河川事務所等の図面作成等業務

3. 報告について

○（国研）日本原子力研究開発機構／国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人
被ばく管理に係る業務

4. 閉 会

<出席者>

(委 員)

石田委員長、石川委員、井上委員、大見委員、岡本委員、小尾委員、川澤委員、
近藤委員、辻委員、中川委員長代理

(事務局)

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○石田委員長 定刻となりましたので、第331回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。本日は議事次第のとおり、2及び3について御議論いただきます。

それでは、議事次第2の「実施要項（案）」について、御審議をいただきたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。小委員会Aの1件、「厚生労働省／医師国家試験事業等」について、主査の中川委員より説明をお願いします。

○中川委員長代理 それでは、「医師国家試験事業外11試験事業」の民間競争入札実施要項（案）について、資料1-1、入札監理小委員会における審議結果報告に従いまして御報告いたします。

本事業は、厚生労働省が実施する医師をはじめとする12職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）の国家試験における会場の確保、願書等の配付・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の試験実施業務を行うものでございます。

事業期間は、令和8年4月から令和11年3月までの3年間でございます。

選定の経緯につきましては、平成21年度基本方針において、まず診療放射線技師国家試験事業外5事業を先行して選定し、その他の6試験事業についても民間競争入札の拡大等について検討することとなったものです。その後、先行6試験事業の結果（通算第1期、第2期）を踏まえ、平成27年度基本方針において、医師国家試験事業外5事業を加えた12試験事業に拡大して選定されました。本期が市場化テストの通算第6期目となります。

小委員会での御審議におきましては、事業の評価を受けて行った対応を踏まえ、試験実施事業の質の確保、また、新規事業者参入の観点から御議論をいただいております。具体的には、実施要項（案）の審議結果に記載がございますように、事業実施に要した経費に係る情報開示について、記載されている金額の性質について、より分かりやすい記載を実施機関に求めました。その結果、記載されている金額は、令和5年度から令和7年度の経費総額を3等分した金額を各年度の実績額として計上しているものである旨、注記事項に追記いただきました。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験実施に不備が発生した場合の改善計画書作成等に係る措置について、いかなる不備が生じた場合に改善計画書の作成を求めるのか、それについて示す記載を強化、明確化することを実施機関に求めました。

その結果、請負報酬の支払いに影響が生じるような重度の不備が発生した場合には、必ず改善計画書を作成する必要があることを明確にする形で、当該記載の内容を修正していただきました。

このほか様々な御意見をいただき、これらについても実施機関で御検討いただいたことから、事業の質の確保、また、競争性の確保に向けて、よりよい実施要項（案）に見直されたものと考えております。

私からの御報告は以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございました。

では、ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

この事業は、医師国家試験等、極めて重要な内容だと考えております。恐らく試験中の不正行為の摘発等、試験を公正に実施するというクオリティーの確保は非常に大事なものだと認識しております。

そこで1点、お伺いしたいのですけれども、もしも試験中に何か疑わしい事象が発生した場合に、受託者で実際に現場において働いている方々が、どういう手続で不正行為について対応するのかとか、そういう具体的なマニュアルというものは実施機関のほうでつくられていらっしゃるのでしょうか。

○石田委員長 事務局、お願いします。

○谷口参事官 事務局からお答えいたします。マニュアルについては、各試験ごとに作成しているということで伺っております。

○辻委員 分かりました。それは実施要項には添付はされていないわけでございましょうか。

○谷口参事官 こちら実施要項には添付しておりません。

○辻委員 分かりました。これはなかなか悩ましい点かもしれません。恐らく、どのような手続で取り締まるのかという情報を出してしまって、それ自体が公正性を害する可能性がある一方で、他方で、新しく手を挙げる方々はどのくらい厳密にやるのか、どれくらいコストがかかるのか、どのくらい手間がかかるのかという部分がなかなか見積もれない可能性もございますので、今後、論点として、その辺り、どのようになされるのかについて、引き続き議論いただければと思いました。これは感想でございます。

以上です。ありがとうございました。

○石田委員長 ありがとうございました。御感想ということで、異議はないということでよろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

では、辻委員からいただいたものについては、一応異議なしということで、委員長に一任ということでお願いします。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたします。ありがとうございました。

では、次に、小委員会Bの2件、「文部科学省／ＩＣＴを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務」「国土交通省／岩見沢河川事務所等の図面作成等業務」について、主査の川澤委員より説明をお願いします。

○川澤委員 まず、審議結果報告、資料2－1－1、調査・コンテンツ制作等業務から御説明申し上げます。事業の概要でございます。

1ポツ、本業務は、「生活者としての外国人」を対象に、日本語教室がいまだ開設されていない市区町村（空白地域）に在住する外国人への日本語学習機会の拡充を目指し、文部科学省で運用している日本語学習サイトの充実に向けた調査分析と学習コンテンツ制作を行うものでございます。

事業期間は1年間です。

選定の経緯といたしましては、1者応札を背景として選定がされました。6年度までは、この後、報告いたします運用保守等業務と一括で調達をしておりましたが、調達単位の分割に伴い、市場化テスト実施期間を1年間延期しておりました。

市場化テストの実施に際して行っていただいた取組としましては、大きく何点かございます。まずは入札スケジュールを見直し、延長していただきました。また、入札参加資格要件の緩和と、日本語学習サイトの概要を追記するなどの仕様書の内容の明確化がございました。また、次のページへまいりまして、評価基準の構成を見直して、評価項目を明確にするといった総合評価基準の明確化、最後に情報開示の実施というところでございます。

これを踏まえまして、実施要項（案）の審議を行いました。幾つか論点ございますので、かいつまんで御報告いたします。

まず、論点1としまして、仕様書の中で、総合評価基準の加点要素に入っていないのではないか、加点の点数や項目を見直すべきではないかという御意見がございました。それを踏まえまして、加点項目の内容について見直しを行っていただきました。

また、論点2といたしましては、既存事業者が有利となるような内容につきまして、要件を緩和してはどうかというお話がございまして、適切な修正を行っていただきました。

以上、ほかの点についても審議を踏まえて適切な修正がなされたと考えております。

まず、資料2－1－1につきましては以上でございます。

続きまして、資料2－1－2でございます。先ほど申し上げましたコンテンツ制作等業務と分割する形で、運用保守等業務について実施要項を作成いただきました。こちらにつきましては、1ポツ、事業の概要、期間、選定の経緯は同様でございますので、省略させていただきます。

また、2につきましても、比較的同じような内容になっておりますけれども、大きくは3つございます。

1つ目は入札参加資格要件の緩和ということで、実施体制について削除していただきたりといった見直しが行われました。また、2点目は仕様書の内容の明確化、3点目が情報開示の実施でございます。

これを踏まえて実施要項（案）について審議を行いました。

この中といたしましては、論点2にございますように、評価項目について加点要素の見直しですか、論点3につきまして、運用保守業務のクラウドに関わる部分についての御

意見などがございました。それぞれの論点について適切な見直しを行っていただいたと理解をしております。

以上簡単ですが、御報告でございます。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

では、今説明がありました1件目の案件、「文部科学省／ＩＣＴを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務」の内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。岡本委員、お願ひします。

○岡本委員 御説明ありがとうございました。

まず、第1点目なのですから、資料2－1－1の論点3、御説明はなかったのですけれども、ここで「事業の実施に当たり確保されるべき質」に関して、「『業務内容の確実な実施』が確保されている状況の定義を明確にしてほしい」という問い合わせがあって、それに對して、「確保されるべき質については、定量的な指標を設定することが難しいから、外部委員会による定性的な事業評価を行うこととした」と回答されているのですけれど、外部委員会は結構ですけれど、たとえそのような委員会の評価が実施されたとしても、応札者にとってみれば、事前にどのような水準が確保されれば確実な実施として評価されるかが事前に分からぬということになるかと思いますので、私の意見としては、できる限り実施要項（案）にどういう内容が確実なという定義というか、要件となるのかということを明記したほうがいいのではないかと思うのです。というのが第1点目です。

あと、資料2－2－1ですか、実施要項（案）については幾つかあるのですけれど、よろしいですか、今申し上げて。

○石田委員長 一番最初にお話しいただいたのが最も重要という感じですか。

○岡本委員 そうですね。幾つか重要な点だけをかいづまんで、あとは事務局に提出いたします。

まず、資料2－2－1の57分の4ページ、(5)のアの第1文ですけれど、これ日本語として意味が分からぬという観点から申し上げます。「令和7年度の受託者（以下「前受託者」という。）において、令和8年度の受託者（以下、単に「受託者」という。）が変更となる場合は、中略して、「前受託者から引継ぎを受けること。」という文章ですが、これ日本語としておかしくありませんか。令和7年度の受託者が主語、前受託者が前受託者から引継ぎを受けるというのは日本語として意味が通らないと思うので、恐らく受託者が前受託者から引継ぎを受けるという趣旨だと思いますので、そこは直されたほうがいいかなと。これは同じ内容が仕様書にありますので、訂正をされたほうがいいのじゃないかなと思います。これが1点目です。

それから重要という点では、57分の9ページ、上から2つ目のポツの文章ですけれど、前略しまして、「委託者と受託者が協議するものとする。」とありますけれど、これは何について協議されるのでしょうか。協議の内容は、その前に書いてある業務の実施のときと重要な変更が生じたときと異なると考えますので、ここは何を協議するかというのを要項

(案) の中で明記するほうがいいのではないかと思いました。

それから、もう 1 点だけ申し上げます。57 分の 11 ページ、9 ポツ、損害を与えた場合の責任に関する事項というところがあるのですけれど、ここは非常にシンプルな記述になっているのですけれど、ほかの多くの実施要項（案）においては、国賠法上の責任と民法上の責任、不法行為ですか、分けて丁寧に書いてある記述が多いと思いますが、ここはそのようにされたほうがいいのじやないかなと思いました。

それ以外ちょっと幾つかあるのですが、あとは事務局に提出いたします。よろしくお願ひいたします。

○石田委員長 ありがとうございました。

では、事務局、御説明いただいていいですか。

○杉田企画官 御指摘ありがとうございます。2 番目から 4 番目の御指摘については、そのように修正する形で実施機関に相談してみたいと思います。

1 つ目の質の設定は、小委員会でも議論がございまして、あらかじめ何かしらの質が分かっていないと、どういうところが達成すべきものが分からぬのではということでした。小委員会の前に実施機関と事務局でも調整しましたが、定量的な指標はなかなか難しいということでした。細かい定性的な指標を書けるかについては、この期間の中でどこまで調整できるかというところもありますが、例えば事業を開始するときに、新規の成果物も含めて確保されるべき質を文部科学省と受託者が協議をして、文部科学省が定性的な評価基準を定めて、その基準をもとに外部委員会が評価をするという評価に至るまでのプロセスをこの実施要項（案）に書けるかどうかを調整してみるのはあるのかなとは思うのですが。

○岡本委員 ありがとうございます。そのような方向で進めてもらっていいかと思います。何を申し上げたいかといいますと、要するに応札者側からすれば、どういうことをすればいいのかということが事前に分かるということが必要ですが、定量的というのが難しければ定性的に、あるいは例を出すとか、今、企画官がおっしゃるようなやり方もあると思いますので、できる限りそういうのが明らかになったほうがいいと思います。おっしゃった点で進めていただければ結構かと思います。

すみません、あと追加でもう 1 点だけ。57 分の 21 ページに、これは例ですけれど、会議の実施に関する事務の例というのが書いてあって、多くの表現で「何々することが望ましい」とあるのですけれど、これ「望ましい」でいいのですかという質問です。「何々すべき」ということじやないのですかというのが素朴な疑問で、「望ましい」というのは必ずしもやらなくてもいいと理解される可能性もあるので、ここは「望ましい」というよりも「すべき」というか、そのような表現がよいのではないかと思いました。

以上です。

○石田委員長 こちらもお願いします。

○杉田企画官 「望ましい」とすることで、その中に提案があれば、よりよいものがあれ

ば受け付けたいという意思もあるのかなと受け止めているのですけれども、御指摘をいただいたことは文部科学省に伝えたいと思います。

○岡本委員 よろしくお願ひいたします。

○石田委員長 ただ、コストのこともあるので、望ましいけれども、それが過度の負担になるのであればというお含みをいただければ。「しろ」というのはちょっときつ過ぎる要求だと思いますので。

では、ほかに御意見、御質問のある委員いらっしゃいますか。石川委員、お願いします。

○石川委員 1点だけ。今のTSUNAHIRO の資料B－1ですけれど、QRコードが無効になっていたので、確認いただいたほうがよいかと。ただ、非公表資料なので、不要といえば不要かもしないのですけれども、ネットでTSUNAHIROで調べると、これと同じトップページを拝見することができました。ただ、QRコードは無効になっていたことをお伝えします。

○杉田企画官 御指摘ありがとうございます。そちらにつきましても文部科学省に伝えたいと思います。

○石田委員長 辻委員、どうぞ。

○辻委員 辻でございます。御説明ありがとうございました。

私からは資料2－2－1の57分の21ページです。先ほど御指摘があったと思うのですが、「望ましい」という部分です。画面下のほうの（2）の新規コンテンツの制作のすぐ上です。「謝金・旅費の支払い」という部分で、「事業費の精算の際には支出を証明する書類も必要になる」と断定的に書いていますので、恐らくこれ領収書、証拠書類等が残っていないと、そもそも精算できなくなるようにも読めてしまうので、この分に関しては「望ましい」ではなくて、「必要」なのではないのかなとも思いましたので、実施機関と御検討いただければと思いました。

以上でございます。

○杉田企画官 承知いたしました。ありがとうございます。

○石田委員長 ほかに。では、岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 もう1点だけ。資料2－2－2の運用のほうですけれど、その67分の12ページで、才のところに「下請負」の項目がありまして、ここにおける実施要項による記述と、仕様書における下請負の要件の記述が微妙に違うのです。実施要項と仕様書がセットになって提出されたのはいいと思うのですけれど、その表現が異なっているとやはり問題ではないかと思いましたので、ここは少なくとも仕様書の内容のほうが詳細に書いてあると思いますので、そちらのほうでいいのかと思ったのですけれども、仕様書と実施要項をセットにされていて、同様の記述がされている部分については、同じ表現、誤解がないような表現にすべきだと思います。

以上です。

○杉田企画官 御指摘ありがとうございます。そのように修正いたします。

○石田委員長 ほかによろしいですか。

では、こちらについては今まで意見が出ました、まず確保されるべきサービスの質を事前に明らかにしておいたほうがいいのではないかということについては、実施機関と調整をお願いします。

そのほかいただいた57分の4、日本語がよく分からない、57分の9、何を協議するのかが分からない、57分の11、もう少し責めというところですね、責任についてもう少し深くというのですかね、もう少し丁寧に説明したほうがいいのではないかということと、それから57分の21のところに「望ましい」という表現があるけれども、「望ましい」でいいのかどうか。文章によっては、辻委員からもありましたが、最後段のほうはするということにしたほうがいいのか、そこはもう一度確認をしていただくということと、それから67分の12、仕様書と実施要項でちょっと定義が違うので、同じ文言に統一したほうがいいのではないか。それから石川委員のほうで、QRコードがあったのだけれども、それは今無効になっているということをお伝えいただきたいということで、そのように少し調整をしていただきたく、お願ひいたします。

では、これについては、官民競争入札等監理委員会としては、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、調整事項がありますけれども、一応異存はないということで、確認の進め方等今後の取扱いについては委員長に一任いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次、「国土交通省／岩見沢河川事務所等の図面作成業務等」について、川澤委員より説明をお願いします。

○川澤委員 続きまして、資料3-1について御説明申し上げます。1ポツ、事業の概要です。

こちらの業務は、北海道開発局岩見沢河川事務所と7か所、以下の米印でございますけれども、事務所におけるデータの作成や資料の作成・収集・整理等に係る業務でございます。

事業期間は令和8年4月からの1年間で、市場化テスト第2期目です。ただし、前回の第1期目につきましても1年間の事業期間となっておりますので、事業評価は実施前となっております。

選定の経緯としましては、1者応札が継続している案件として選定をされております。

3ポツとしまして、前回事業（第1期目）の入札結果につきましては、予定価格内で2者が応札をしております。先ほど申し上げましたように、こちらの事業評価はまだ未実施でございます。

競争性改善のための取組につきましては、3件ございました。第2期における新たな取組としまして、まず1つ目が納入方法の明確化、2つ目が要件の緩和ということで、緊急を要する発注の連絡を受けた際の対応について、実施体制の制約を緩和していただきました。また、対応の3として、公告時の積極的な広報として、これまでよりも1か所、事務

所での掲示箇所を追加していただきました。

これを踏まえまして実施要項（案）の審議を行いまして、幾つかの論点がございました。

まず、1つ目、先ほど申し上げました納品の方法でございますけれども、原則は手渡しとなっておりましたが、それにつきまして原則を削除して、手渡しとメールでのやり取りを並列と修正いただきました。

また、論点の2といたしまして、事業者が参入しやすくなるように、対面の打合せについてはオンライン化を積極的に取り入れるべきという御意見がございました。これにつきましても、どのような状況でもウェブでの打合せが可能であることが明らかになるように修正をいただきました。

また、論点の3つ目としまして、先ほど申し上げました緊急時の対応の要件の緩和というところは、新規事業者にアピールポイントとなるため、従前の記載をこのように改めたということを分かりやすく示してはどうかという御意見がございました。この点につきましては、「従前の要件である緊急時の体制確保は緩和し」ということで明記いただきました。

また、論点4につきましては、事業名でございますが、図面作成「ほか」と読む読み方について、図面作成「等」業務という形で分かりやすく修正をいただきました。

以上、御報告でございます。

○石田委員長 御説明ありがとうございました。

では、今の御説明いただいた案件について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。岡本委員、お願いします。

○岡本委員 1点だけ。50分の13ページ、ケという項目があるのですけど、「別紙業務仕様書に基づいた業務の履行が可能である設備、体制等を有することを証明した者」というところなのですから、ここでいう証明というのはどういうことなのでしょうか。

○石田委員長 事務局お願いします。

○杉田企画官 実施機関に確認し、返答いたします。

○岡本委員 たしかほかの実施要項（案）で意思表明でいいというような記述があったと記憶しております。証明がですね。ということだったら、そういうことを実施要項に書けばいいのではないかなと思っております。証明という定義が分からぬままに、本当に証明せよというのはできないことだと思いますので、そこら辺ちょっと調整いただいて、実施要項上、明確になるような形にしてもらえると。

○杉田企画官 御趣旨、承りました。

○岡本委員 よろしくお願ひいたします。

○川澤委員 すみません、今の点について少し補足ですけれども、50分の14の（2）の申請書類の内容のエのところで、「仕様書に基づいた業務の履行が可能である設備、体制等を有することを証明する次の（ア）及び（イ）の書類」となっております、ここの2つの書類であるという補足の情報はあるかと思いますが、それで不足しているか十分であるか等の御確認を実施機関とお願いできればと思います。

○杉田企画官 承知いたしました。ありがとうございます。

○石田委員長 ほかに御意見、御質問のある委員。よろしいですか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)国土交通省／岩見沢河川事務所等の図面作成等業務については、今御指摘いただいた50分の13、ケ、「証明した者」という、この書きぶりを実施機関に確認をして、もう少し明確にするように御調整をお願いできればと思います。監理委員会としては、異存はないということにしたいと思います。確認の進め方等今後の取扱いについては、委員長に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第3の「報告」について、御審議をいただきたいと思います。小委員会Aの1件、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構／国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の個人被ばく管理に係る業務」について、事務局より説明をお願いいたします。

○谷口参事官 事務局から御説明いたします。

まず、事業の概要でございますが、本業務は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）のサイクル工学研究所の管理区域に立ち入る者について、外部被ばく線量と内部被ばく線量の測定とその評価を行うとともに、それらの測定機器の保守管理、そしてこれに係るデータ、文書、資料等の作成・管理、物品等の管理を行うものでございます。

次に、今回の経緯、それから今後の進め方についてでございます。本事業は、平成28年の基本方針において選定されて以降、第5期までやってきたところでございます。外部被ばく線量の測定評価、それから機器の保守管理に関しましては、2つの方式がございます。

まず、測定・評価、測定機器の保守・管理を全て自前で行うインハウス方式と、それから測定機器は外部機関の機器を使用しまして、外部機関が測定を行うアウトソース方式と、この2つがあるところでございます。

JAEAでは、従来インハウス方式だけで行っておりましたところですが、順次アウトソース方式が取り入れられておりまして、今、このインハウス方式とアウトソース方式の両者が混在している状態でございます。令和8年4月からの次の第6期では、まだインハウス方式とアウトソース方式が併存している状況であることから、第6期の市場化テストは行わないこととしまして、準備期間といたしまして、アウトソース方式に完全移行をします令和9年度からの、いわゆる第7期の事業から市場化テストを再開する形にしたいと存じます。

次に、準備期間を設ける理由でございます。2点ございます。

まず、1つが、インハウス方式で外部被ばく線量の測定の際に扱いますTLDと呼ばれます個人線量計がございますが、こちら専門性が高くなっております、インハウス方式

が残っている状態での事業では、競争性の向上を図ることが難しいという事情がございます。

それから、2つ目でございますが、アウトソース方式への完全移行に際しまして、令和9年度からの第7期より業務内容の変更が生じることから、実施要項に記載いたします従来の実施状況に関する情報開示、これにつきまして正確に記載するために見直しをしていく必要がございます。この見直しに際しましては、移行期間であります第6期におきまして、インハウス方式で使用しますTLDの取扱いに関する業務量を考慮した上で、アウトソース方式に完全移行します第7期の業務量を集計する必要がございまして、これにそれなりの準備期間が必要であるところでございます。

以上を踏まえまして、令和8年度からの次期第6期事業は準備期間とさせていただきまして、アウトソース方式に完全移行する令和9年度の第7期から、市場化テストを再開することとしたいというものですござります。

その下の今後のスケジュールにつきましては、説明を割愛させていただければ存じます。

御説明は以上でございます。

○石田委員長 ありがとうございました。ただいま説明がありました内容について御意見、御質問のある委員は、御発言をお願いします。

小尾委員、お願いいたします。

○小尾委員 御説明ありがとうございます。理由の前半部分は分からないでもないのですが、後半部分は矛盾しているような気がします。これは第7期の調達用の指標をつくる際に必要な話であって、第6期に市場化テストをやらない理由にはなってないような気がするのです。第6期は混在していることによって、競争性が十分発揮できないということは分かるのですが、第7期の指標を定めるに当たって、第6期の市場化テストをやらないというのはおかしいと思うのですが、いかがですか。

○谷口参事官 御質問ありがとうございます。第7期の実施要項（案）に記載する業務量を正確に見積もるために、両者2つの方式が混在する第6期の業務の実施状況を踏まえて、これを精査する必要があります。そのためには第6期で、例えば市場化テストを行いますと、また、その評価などを行う必要がございますので、第6期の業務量を精査することがなかなか難しくなってくるということでございまして、それで第6期を準備期間とするということをさせていただきたいところでございます。

○小尾委員 私もその点は分かるのですが、第7期の準備が必要だから、第6期の市場化テストを見送るというのは、これがもし通るとすると、システムが変わるから、その前の段階では市場化テストを見送ってもいいという理由になってしまふ気がするのですけど。表現を少し、市場化テストやることによって実施機関に負荷がかかるので、それを踏まえて見送るといった記載ができるのであれば、そういう記載が良いと思います。このままだとほかに悪い例を提供してしまう気がしますので、少し記載を考えていただければと思

ます。

○石田委員長 事務局いかがですか。

○事務局 御意見ありがとうございます。小委員会Aに所属している専門委員の方から、この手の業務は大変準備がかかることから早めのパブリックコメントを実施するようにというアドバイスもありましたので、第7期の実施要項（案）作成に向けて、前段階かなり早い段階でパブリックコメントをやろうということも含めて、準備期間というふうな表現をさせていただいていた手前ではございます。

ただ、おっしゃるとおり、ほかの事業に波及しないようにということで御意見を承りましたので、表現については検討したいと思ってございます。

○小尾委員 よろしくお願ひします。

○石田委員長 では、ほかに御意見、御質問。では、石川委員、お願ひします。

○石川委員 ありがとうございます。アウトソース方式に移行されるということなのですが、私は原子力研究開発の専門家ではないので、教えていただきたいのですが、そもそも外部機関には具体的にどのような機関があるのか、もし御存じでしたら、教えていただきたく思いました。準備にも相当かかるということだったので、そもそもアウトソースする場合の外部の機関には、どういう機関があるのか。扱っているものが扱っているものなので、相當に原子力の専門性が高くなればアウトソースすることは厳しいだろうと考えられますので、教えていただきたく思いました。

○石田委員長 事務局お願ひします。

○事務局 事務局からお答えさせていただきます。こちら資料4の2、今回の経緯、進め方の概要のほうに記載させていただいております。上から3行目、令和5年10月より、法律施行規則が一部改正されたことに伴って、順次導入してきたアウトソースになります。

こちらの法令ですけれども、まず令和5年10月より、法律施行規則に測定の信頼性を確保するために措置を講じることとされまして、これに基づくガイドラインで信頼性の確保を目的として、国際標準化機構、国際電気標準会議試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に規定されている能力を満たした機関等の測定を受けることという規定になりました。これがいわゆるISO/IEC17025に基づく認定を受けた機関が行うこととされています。こちら従来のインハウス方式のTLIを使った方式でこちらの認証を受けて、そのままJAEAの自前のものとして測定を行うということもあるのですけれども、今回JAEAのほうでは外部機関の委託を行うということを選択しておりました。

御質問の内容で、外部機関ということではこのISO/IEC17025の認証を受けているものですけれども、JAEAさんに聞いたところ、外部機関では地域性も含めると2社検討しているということでございました。

○石川委員 ありがとうございます。一応2社あるということを把握されているということですよね。

○事務局 はい。

○石川委員 分かりました。ありがとうございます。もし可能であれば、その2社の名前が分かれば、また、後日教えていただきたく思いました。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○石田委員長 では、川澤委員どうぞ。

○川澤委員 御説明ありがとうございました。この2つのインハウス方式とアウトソース方式が併存しというところなのですけれども、これは6年度の発注はそれぞれ入札を実施されるということなのでしょうか。

○谷口参事官 事務局からお答えします。おっしゃるとおりでございます。

○川澤委員 分かりました。ありがとうございます。

以前、この案件を入札小委で過去経験させていたいでいたのもあって、TLDはこれを製造した会社しか扱えないみたいなお話もあったような記憶がありまして、そこはかなり競争性が難しいのだと思うのですが、期待されているのはアウトソース方式というところだと思うのですが、2社ぐらいしか今お話しがありましたので、2ページ目のところで市場化テストにおいて新規参入が大いに期待できるとなっているところが最低2社で、競争性の確保ということだと思うのですが、もう少し幅広い、地域性にとらわれない企業が参加できるような工夫というか、余地を今の段階から検討していただく必要はあるのかなという気がしましたので、アウトソース方式にすればということだけではなくて、もう少しより幅広い人が参加するような入札に、第6期のときから御検討いただけるようなことを伝えていただくとありがたいなと思いました。

以上です。

○石田委員長 ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。

○事務局 事務局です。川澤委員から今御意見いただいた点について、ちょっと補足させていただきます。

先ほどお伝えした2社というのは、アウトソース方式で外部の機関に発注する場合が2社であって、こちらアウトソース方式ですと2契約になります。あくまでも今回の個人被ばく管理に係る業務というのは続けていて、JAEAが別で発注するもう一本の契約で、外部機関の測定サービスの契約をしているという形になります。なので、そちらの外注の先が2社であって、今回の市場化テストの対象事業である個人被ばく管理に係る業務につきましては、別途また受託する社というのがございまして、JAEAによると、おおよそ4社程度、応札可能な企業がいるのじゃないかという予測でございます。ただ、御意見いただいたように、前段階で応札可能な企業を見つけられるように準備を進めたいと思います。

○石田委員長 ありがとうございました。

○川澤委員 今、うまく理解できてなかったのですけど、第6期のインハウス方式とアウトソース方式を2つ併存しますと。第7期はインハウスをやめて、アウトソース方式全部

にすることではないのですか。

○事務局 その理解で正しいのですが、契約は2本のままになります。1本は今回の市場化テストの事業で、それとは別に、今回アウトソース方式にしますと、外部機関が提供する個人線量計を使いますので、その線量計を使うための契約が別途生じます。その契約についての企業というのが2社。

○川澤委員 なるほど。個人線量計を提供する企業と、これを使って測定するというものが分かれているという、2契約あるということなのですか。

○事務局 はい。

○川澤委員 それを包括できないで、分けることの意味があるというか、競争性を担保するために2つ分けたほうがいいということですか。

○事務局 外注する先というのが2社程度しかいないというところをもって、分けたほうが応札者の拡大の可能性があるという判断で分けてございます。

○川澤委員 何となく分かったような気がいたします。ありがとうございます。

○事務局 外注する場合だと2社しかないで、もし包括した場合、個人被ばく管理に係る業務において、外注先といいますか、認証を受けている外部機関で契約するとなった場合は2社しか可能性がないのですが、分けると、今回の市場化テストの個人被ばく管理に係る業務については、応札可能な企業が4社程度ありますので、こちらのほうが競争性を生みやすいという判断で2つに分けているということでございます。

○川澤委員 なるほど。多分、東大とか、いろんな大学でも個人線量計、アウトソース方式をとられていると思うのですけど、大体そういうところの個人線量計を提供する会社と、それを持って測定するアウトソースの会社というのは分けているのですか。

○事務局 一般的なことは、お答えはできません。ただ、こちら個人被ばく管理に係る業務につきましては常駐を求めているものになっておりますので、恐らく外注のほうが多いのではないかなと思料いたします。

○川澤委員 分かりました。多分、Aグループで詳細な御議論があるのだと思います。一旦私のほうからは、以上で大丈夫です。ありがとうございます。

○石田委員長 ほかに御意見、御質問のある委員。よろしいですか。

それでは、こちらについては監理委員会として異存はないということにいたしますが、先ほど小尾委員からありました、第6期、市場化テストをやらない理由についてはもう少し詳細に、ほかによくない前例とならないように、なぜ混在しているとやらないのかということをもうちょっと記述していただくということですかね。

それとせっかく、第6期、準備期間ということですので、川澤委員からも御質問があつたような点について、4社2社、本当にこのやり方でいいのか、幅広に参入者を増やすためにどうしたらしいのかということは、期間がありますので、もう少し検討いただきたいということをお伝えいただくということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

確認の進め方等今後の取扱いについては、委員長に一任いただきたいと思います。委員

の先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石田委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の監理委員会を閉会します。ありがとうございました。

—— 了 ——